内閣衆質一七○第三七八号

平成二十一年一月九日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省要人外交訪問支援室長による公金詐取事件への同省の対応等に関する質

問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省要人外交訪問支援室長による公金詐取事件への同省の対応等に関す

る質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の書籍については承知している。

二、三の①及び四について

お尋ねについては、 外務省が保有する文書においては確認することができないため、 外務省としてお答

えすることは困難である。

三の②から④までについて

外務省は、 平成十三年一月四日から御指摘の者による公金横領の疑いに関する調査を外務省において行

1, 同月二十五日に「松尾前要人外国訪問支援室長による公金横領疑惑に関する調査報告書」を発表した。

また、 同日、 外務省は、御指摘の者を懲戒免職にし、警視庁に告発する等の対応を行った。さらに、外務

省としては、 平成十三年に明らかになった外務省職員による一連の不祥事の反省に立ち、 国民の信頼の下、

国益を踏まえた外交を強力に展開していくため、 外部の有識者の意見も踏まえて外務省の改革の方向性に

_

ついて検討を行い、平成十四年八月に「外務省改革「行動計画」」を取りまとめ実施してきている。外務

省としては、これらの対応は、 適切なものであったと考えている。